

狭あい協議を行ったことを示す資料について

狭あい協議の本受付時、本市担当者から下記のメールをお送りしますので、指定確認検査機関などから「狭あい協議を行ったことを示す資料」の提出を求められた場合には、下記のメールをご提示ください。

※以前は、受付印を押した狭あい協議の申出書のデータをメールで送付していましたが、個人情報が含まれる書類であることから、メールでの送付を取りやめております。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

«本市が送付するメールの例»

〇〇事務所 〇〇様

簡易な電子申請ツール（LoGo フォーム）で提出していただいた「狭あい道路拡幅整備協議申出書」につきまして、下記のとおり本受付しましたのでお知らせします。

LoGo フォーム受付日 : 令和〇年〇月〇日

LoGo フォーム受付番号 : NW〇〇〇〇〇〇〇〇〇

本受付日 : 令和〇年〇月〇日

本受付番号 : R〇〇-〇〇〇

申請場所・地名地番 : 〇〇区〇〇 〇丁目〇〇番〇〇

※以前は、受付印を押した狭あい協議の申出書のデータをメールで送付していましたが、個人情報が含まれる書類であることから、メールでの送付を取りやめております。

決裁完了後に再度ご連絡いたします。

川崎市まちづくり局指導部建築審査課

担当 〇〇

TEL 044-200-3016

FAX 044-200-3089

e-mail : 50kesins@city.kawasaki.jp